令和９年度　鳥取県公立学校臨時的任用職員（学校事務職員）
採　用　試　験　募　集　案　内

◆鳥取県教育委員会事務局西部教育局
〒683-0054　米子市糀町一丁目１６０番地（西部総合事務所１号館２階）
電話：（0859）31-9771　ファクシミリ：（0859）35-2096
https://www.pref.tottori.lg.jp/seibukyoiku/

１　受付期間・試験日時・試験会場・試験結果発表

受付期間	**令和８年１１月１６日（月）～　令和８年１２月１６日（水）必着** 郵送、持参どちらでも申し込みできます。 郵送の場合は、令和８年１２月１６日（水）必着 ※午後５時１５分までに到着したもの（期限までに申込先に到着したことが確認できるもの）に限り受け付けます。 持参による場合の受付時間は、午前８時３０分から午後５時１５分までです。 （土曜日・日曜日・祝祭日は閉庁日のため受け付けておりません。） ※上記の日時以外に持参・郵送到着となっても、理由の如何を問わず受理しません。
試験日時	**令和９年１月１６日（土）** 試験開始時刻は受験者に別途お知らせします。 ※令和９年１月６日（水）までに連絡がない場合は、下記９の申込先までご連絡ください。
試験会場	**西部総合事務所　１号館２階　第２会議室**　（米子市糀町一丁目１６０番地） 受験者数等により会場が変更になる場合があります。
試験結果発表	**令和９年２月中旬（予定）**

２　募集職種・採用予定者数・勤務場所・職務内容・任用期間

募集職種	市町村立学校事務職員　［臨時的任用職員］
採用予定者数	１０名程度
勤務場所	米子市・境港市・西伯郡内の小学校又は中学校
職務内容	**正職員と同様に一定の業務に担当者として従事** ・教職員の給与・旅費等に関する事務 ・財務（各種会計）、学務（児童生徒）に関する事務 ・その他　学校運営における事務処理全般（学校行事を含む）
任用期間（予定）	令和９年４月１日～令和９年９月３０日 ※令和１０年３月３１日までを限度として、１回に限り更新することがあります。

◎採用予定者数は今後変更になる場合があります。

◎試験結果により「合格者」とならなかった方は、「補欠合格」となることがあります。
詳しくは「６合格者及び補欠合格者について」をご覧ください。

３　受験資格

（１）　年齢、性別を問いません。
（２）　パソコン（ワード、エクセル等）の基本的操作が可能な人
（３）　地方公務員法第１６条に該当する人（次のいずれかに該当する人）は受験できません。
・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
・鳥取県職員として懲戒免職処分を受け、その処分の日から２年を経過しない人
・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
・地方公務員法附則（平成１１年１２月８日法律第１５１号）による経過措置としての準禁治産者

（４） 日本国籍を有しない人については、活動に制限のない在留の資格を取得している人又は令和９年３月３１日までにこの資格を取得する見込みの人に限り受験できます。

４　勤務条件（予定）

給　　料	**給料月額　２０６，７００円　～　２６８，３００円** ※経験年数等によって給料月額が異なります。 ただし、６０歳以上の場合は一律２２１，１００円
諸　手　当	**通勤手当** 通勤距離片道２㎞以上の場合に支給します。 交通機関利用者は、定期券と回数券のうち、通勤回数に応じた安価な方の額により１月当たり150,000円を限度として支給します。 自家用車等使用者は、使用距離に応じて月額1,700円から53,100円までの範囲内で支給します。 駐車場代は月額５，０００円を限度に支給します。 **期末手当・勤勉手当** 任用期間によって支給します。 その他条件により住居手当、扶養手当等を支給します。 **退職手当** ６カ月以上任用された場合に支給します。
福　　利	健康保険（公立学校共済組合）、厚生年金（年金機構）に加入 ※加入条件を満たす場合に限る。
休　　暇	次に掲げる休暇を取得できます。 **年次有給休暇** 任用期間に応じて付与されます。 **特別休暇等** 公民権の行使、忌引などの特別休暇等があります。※有給休暇と無給休暇があります。
勤務日及び勤務時間	原則として、次に掲げる勤務形態となります。 勤 務 日　毎週日曜日・土曜日、国民の祝日及び年末年始を除いた日 ※公務の必要によりやむを得ず変更することがあります。 勤務時間　午前８時１５分から午後４時４５分まで（うち休憩時間：４５分） ※勤務する学校により異なります。また、公務の必要により変更になることがあります。

◎上記は現時点における勤務条件です。採用時までに制度改正又は給与改定があった場合は、その規程によります。

５　試験内容

試験種目	配　点	内　　容
面接試験	１００点	個別面接による口述試験

６　合格者及び補欠合格者について

合　格　者	**[任用期間]令和９年４月１日から令和９年９月３０日まで（予定）** **◎上記期間の勤務成績等を踏まえ、令和１０年３月３１日を限度として１回に限り更新することがあります。**
補欠合格者	試験順位により合格者とならなかった方のうち、一定の得点にある方については「補欠合格者」として登録します。 補欠合格者は、合格者の採用辞退又は取消等による場合や欠員の状況等により、当初の合格者では必要採用数を満たさないこととなった場合に、面接試験の得点の高い順に繰り上げて追加で合格者を決定し、該当者へは文書で通知します。 [任用期間] 採用日から６ヵ月以内 [補欠合格者登録有効期間] 合格発表日から令和９年３月３１日まで ◎欠員等の発生状況によっては、補欠合格者として登録されても採用されない場合があります。 ◎採用に当たっては、電話等により採用の意向を確認した上で手続きを行いますので、連絡が取れない場合は採用されないこともあります。 ◎有効期間に採用されない場合には、登録が失効となります。

７　試験結果の発表

（１）決定方法

面接試験の得点の高い順に合格者、補欠合格者を決定します。

なお、面接試験の得点が一定の水準を満たさない場合は不合格とします。

（２）試験結果の発表方法

合否について受験者全員に通知します。

なお、合格者には、発表の日以後に、採用手続きの連絡を電話で差し上げます。

８　犯罪事実確認について

令和８年１２月２５日に施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律に基づき、特定性犯罪等を確認する必要があります。

合格者本人が戸籍情報をこども家庭庁に提出し、特定性犯罪歴があった場合は、合格を取り消します。

詳細は上記７の試験結果発表に併せてお知らせします。

９　試験結果（総得点等）の開示

この採用試験の結果は、鳥取県個人情報保護条例第１４条第１項の規定により、即時開示を請求することができます。

なお、電話、はがき等による請求では開示できませんので、受験者本人が直接開示場所へおいでください。

その際、運転免許証、学生証等の写真により受験者本人であることが確認できるものを持参してください。

開示請求ができる者	開　示　の　内　容	開示期間	開示場所
受験者本人	試験の合否、得点、順位	試験結果発表日から１ヵ月	鳥取県教育委員会事務局　西部教育局

10　受験申込手続

提出書類等	（１）履歴書　１部　※顔写真を添付すること （２）結果通知用封筒　１通　※試験当日に持参すること ※長形３号使用、通知先の郵便番号、住所、宛名（氏名）を明記し、１１０円切手貼付のこと ※提出書類の記載について ・記載事項に不正があると受験が無効となる場合があります。 ・連絡先は、棟、号室まで正確に記入してください。採用予定者に採用手続き等を伝えるためお電話いたしますので、携帯電話がある場合には必ずその番号も記入してください。
申込先	**鳥取県教育委員会事務局西部教育局　学事担当** **〒683-0054** **米子市糀町一丁目１６０番地（西部総合事務所１号館２階）**電話：(0859)31-9771 ※郵送される場合は、封筒の表に赤字で「学校事務臨時的任用職員試験申込書」と記載してください。
注意事項	・万が一未着等の事故が発生しても、受付期間内に到着しない場合は、理由の如何を問わず受理しません。 ・提出された申込書類は返却できませんので、あらかじめご了承ください。 ・受験票の交付はありません。

◎車椅子の使用等、受験に際して配慮が必要な方は、上記１の受付期間に上記９の申込先へお知らせください。ただし、お申出内容によっては配慮できない場合があります。

11　個人情報の取扱い

本試験の実施に際して収集した個人情報については、本試験の選考、合否通知の発送、採用手続き及びその連絡以外には利用しません。